

「附属機関の整理（地方公務員法第3条第3項第2号の特別職の整理）～北海道A町の取組み～」作成の趣旨について

令和2年3月

全国町村会総務部法務支援室

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成29年法律第29号）が施行され、臨時的任用職員及び地方公務員法第3条第3項第3号の特別職非常勤職員の任用が厳格化されるとともに、会計年度任用職員制度が導入されたことにより、町村内にいる非常勤職員の任用根拠の明確化・適正化が図られたものと思われます。

この任用根拠の明確化・適正化の作業の中で、直接の改正の対象とならなかった同法第3条第3項第2号（以下「第2号の特別職」といいます。）の特別職についても、その対象及び範囲について、当室にも多くご質問が寄せられました。

そのため、今回、附属機関の整理（第2号の特別職の整理）に先進的に取り組んだA町の取組みを紹介するとともに、その手順等について法的な検討を加えた資料を作成いたしました。町村の事務の効率化を図るとともに、濫設置を防止するため議会の関与を求めた地方自治法第138条の4第3項等の趣旨を両立させるための方法として、A町の取組みは、他の町村にも参考になる部分が多いと思われます。

本資料が町村の法律業務の一助となれば幸いです。

**【お問い合わせ先】**

東京都千代田区永田町1-11-32 全国町村会館 西館3階  
全国町村会総務部法務支援室 西ヶ谷（室長・弁護士）  
電話：03-3595-2002 F A X：03-3593-8160